

気象警報など特別事態に関する規定

1. 奈良市または生駒市に気象警報が発令される場合についての授業は下記の通りとする。
 - ①翌日が悪天候と予報され、気象警報が発令されると予測できる場合、翌日のオンライン授業実施を決定し、終わりの会で生徒に周知する。その際、生徒は翌日自宅でオンライン授業が可能になるように教科書等を準備する。オンライン授業は、通常校時で後ろ5分を早く終わり40分授業、15分休憩とする。
 - ②前日に判断がしにくく、当日の午前6時に警報が発令されている場合は、教員の授業準備の時間を確保し、3限目からオンライン授業を実施する。この場合、途中で警報が解除された場合もオンライン授業を継続する。
 - ③当日に総括課題や評価課題が予定されている場合は、教科担当者が他の日に設定し直すこととする。その場合、評価課題は科目数が1日の制限数を超える場合もあり得る。
2. 奈良市または生駒市に気象警報が発令されていない場合であっても、居住市町村に気象警報が発令されている生徒は自宅待機とし、出欠の扱いは公欠とする。なお、保護者により安全を確保し登校できる場合は登校を認める。
3. 登校途中に警報が発令された場合、下記のア、イのうちより安全な方を選んで行動する。

ア 直ちに帰宅して待機する。 イ 登校して指示を待つ。
4. 登校後に警報が発令された場合、その都度判断して指示する。
5. 一部の交通機関が運行されない場合であっても、平常通り授業を行うことを原則とする。ただし、富雄駅に発着する電車が運行されていない場合はその限りでない。
6. その他、特別な場合はその都度判断し、オンライン授業に切り替えることもある。